附則第三条第一項中「当分の間」を「令和十七年九月三十日までの間」に、「改正後地共済令」を「地方公務員等共済組合法施行令（以下この項及び第八項において「地共済令」という。）」に、「第二条第一項第一号及び第三十九条第一項」を「第三十九条第一項並びに地共済令附則第四条第二項及び第四項」に、「当該」を「組合（当該」に、「もって組織する組合（」を「組合員とする法第三条第一項に規定する組合をいう。）に、「「組合」という」を「同じ」に改め、同条第二項及び第四項中「特定法人」を「令和十七年九月三十日までの間、特定法人」に改め、同条第六項中「第四項」を「令和十七年九月三十日までの間、第四項」に改め、同条第八項中「改正後地共済令」を「地共済令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　次の表の上欄に掲げる期間における前条第八項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

附則第四条第三項中「前条の」を「前二条の」に、「同条第一項」を「附則第三条第一項」に、「次条第二項」を「附則第四条第二項」に改める。

附　則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定（地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令附則第三条第一項の改正規定（「当分の間」を「令和十七年九月三十日までの間」に改める部分を除く。）及び同条第八項の改正規定を除く。）は、令和九年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之
文部科学大臣　関　芳弘

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百十二号

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項第三号及び第四十八条の三並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十一条及び第七十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「この条において」を削り、同条第二項中「に該当し」を「（附則第四項において「四分の三未満短時間労働者」と総称する。）に該当し」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則第六項を附則第十六項とし、附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第十五項とし、同項の前に見出しとして「（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）」を付し、附則中第四項を第十四項とし、第三項の次に次の見出し及び十項を加える。

（特定減額特例対象者に係る加入者の資格に関する特例）

4　当分の間、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであつて、四分の三未満短時間労働者に該当するもの（法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない者に限る。）のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつて、その者の報酬（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして文部科学省令で定めるものを除く。）について、文部科学省令で定めるところにより、法第二十二条第八項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であるもの（以下「特定減額特例対象者」という。）については、法第十四条の規定にかかわらず、加入者としない。

5　特定減額特例対象者は、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をしたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、加入者となることができる。

6　前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、同項の規定による加入者の資格を取得する。

7　加入者（附則第五項の規定による加入者を除く。）が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の学校法人等に引き続き使用される場合には、附則第四項及び第五項の規定にかかわらず、その該当するに至つた日に、同項の規定による加入者となつたものとみなす。

8　附則第五項の規定による加入者（前項の規定により当該加入者とみなされた者を含む。以下同じ。）は、いつでも、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をし、その加入者の資格を喪失することができる。

9　附則第五項の規定による加入者は、法第十六条各号又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（同条各号（第一号を除く。）又は次の各号に掲げる事由に該当するに至つた日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、その加入者の資格を喪失する。

一　前項の申出が受理されたとき。

二　特定減額特例対象者でなくなつたとき。

10　附則第五項の規定による加入者についての法第二十五条において読み替えて準用する組合法第七十五条の三の規定の適用については、同条第一項第二号中「又は当該加入者が退職した」とあるのは、「当該加入者が退職したとき、又は私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）附則第九項第一号に該当するに至つた」とする。

11　特定減額特例対象者であつた者（附則第五項の規定による加入者であつた者を含む。）が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない場合における法第十五条の規定の適用については、同条中「その教職員等となつた日」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）附則第四項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた直近の日」とする。